

質 問 回 答

2017年9月20日

「フィリピン国「マロロスークラーク鉄道事業」及び「南北鉄道事業南線（通勤線）」に係る協力準備調査（補完）・詳細設計調査」（公示日：2017年9月8日 / 公示番号：170515）について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	第2 2 . 事業の目的・内容に関する事項 円借款事業の概要(予定) L/A 署名日	L/A 署名日として2018年9月が予定されていますが、L/A 締結が滞った場合には、事業の停止、あるいは期間延長が行われると理解してよいでしょうか。 (環境社会配慮上の手続きとして、カテゴリ A 案件である本事業は、L/A 署名の120日前(2018年5月)までにEIA 報告書(ECC 取得済み)を公開することが想定されます。フィ国における同種案件のEIA 作成工程では、EIA 調査開始からECC 取得までに概ね10ヶ月程度を要していることから、2018年5月のECC 取得は現実的でない想定されます。	L/A 締結が滞った場合は、その発生要因・調査の進捗状況等に応じて、JICA が検討致します。 具体的なEIA 作成工程・ECC 発行手続きと、各作成工程・手続きに対して考え得る短縮案をご提案頂ければ幸いです。
2	5.8(1)及び10.8(1) 事業の目的・内容に関する事項 本邦企業の技術活用 / 参入促進および本邦招聘の実施	「実施機関への本邦技術の説明に際して、第三者有識者等の派遣についても検討し、事前に JICA と調整の上、実施すること。」とあるが、具体的にどのような内容を想定しているのでしょうか。	第三者有識者としては日本の大学教授等を想定し、フィリピン国において実施機関及び JICA が出席するセミナー等において日本の鉄道技術やその優位性等について

	本邦企業の技術活用 / 参入促進		講演いただくことを検討しております(別途 JICA 直営調査団として派遣を想定)。調査団には関係者の日程や会場の確保などの調整を行い、上記セミナーの開催を行っていただくことを想定しています。
3	5.8(2)及び 10.9(2) 本邦企業の技術活用 / 参入促進および本邦招聘の実施 本邦招聘による関連技術視察	本邦招聘による関連技術視察が提案されていますが、国内鉄道事業者等への協力要請については JICA が行う理解で良いでしょうか。	調査団にて国内鉄道事業者等への協力要請を行っていただきます。必要に応じて JICA も協力いたします。
4	5.11 及び 10.11 「DOTr による設計等の確認・検査」	貸与資料(RD)によれば確認・検査の対象は「Draft Environment Impact Assessment Report, Draft Resettlement Action Plan, Draft Basic Design Document, Draft Detailed Design Document, Draft Bidding Document」の 5 種類となっているが、これは指示書 61 頁、「12.成果品等」、「12.1 報告書等」にて記載されている報告書を指している、という理解でよろしいでしょうか。また、DOTr から、確認・検査に要する期間について要望があればご教示ください。	ご理解の通りで、DOTr へ提出する報告書等については確認・検査の対象になります。なお、確認・検査に要する期間については、DOTr からの要望はありませんが、最短期間で DOTr の確認を取り付けられるよう業務の中でその方策を提案・検討ください。
5	5.12(1)及び 10.13(1) 事業の目的・内容に関する事項 成果品の使用権、瑕疵担保責任にかかる DOTr との間の文書確認	成果品に起因 / 関連する損害に関して、「請求の期限は JICA が DOTr に使用期限を譲渡した日から 2 年間とする。」とありますが、フィ国の民法では、その期間は 15 年とされています。フィ国	5.12 のとおり、本業務に先立ち、JICA は DOTr に対し、本業務の成果品の使用権及び瑕疵担保責任にかかる法的合意文書を締結予定であり、(2) のとおり、法的合

	コンサルタントの責任	の民法の適用を除外されることについて、EN 等の締結がなされると理解してよろしいでしょうか。	意文書は日本の法令によって所管される旨、定めております。
6	5.12(2)及び10.13(2) 事業の目的・内容に関する事項 成果品の使用权、瑕疵担保責任にかかる DOT r との間の文書確認 法的合意文書 (Agreement) のステータス	同文書は日本の法令によって所管されると書かれておりますが、同文書に「本合意は、日本国の法律に準拠し、同法によって解釈されるものとする。」相当の文言が入っているという理解でよろしいでしょうか。	「 The validity, interpretation and performance of this Agreement shall be governed by the laws and regulations of Japan. 」という内容にて、締結を予定しております。
7	5.16 事業の目的・内容に関する事項 「他交通モードとの乗換の利便性向上の検討」	マロロス駅について設計変更が提示されておりますが、駅配線設計を含む駅形態の変更を意図しているのでしょうか、あるいは他の部分の変更であるのでしょうか。想定があればご明示ください。また、マロロス駅に限らず、必要性が認められれば、南北通勤鉄道事業(マロロス ツツバン)詳細設計調査の設計を変更することが可能なのでしょうか。ご教示ください。	延伸元である南北通勤鉄道マロロス駅は2線島式構造で設計しておりますが、本業務の詳細設計において、駅配線設計を含む駅形態の変更は想定しておりません。 本業務におけるマロロス駅の設計変更で想定している内容は、クラークへの延伸を考慮した、マロロス駅以北に設ける引上線、保守用車置きスペース、高架橋終端部の設計変更であります。 南北通勤鉄道事業(マロロス-ツツバン)詳細設計調査は、2017年9月20日現在、業務実施中ですが、その中で実施した設計内容については、本業務の調査団にて変更することは想定しておりません。

8	5.20 及び 10.20 事業の目的・内容に関する事項 環境社会配慮	本調査は環境ガイドライン上のカテゴリ A に分類されることから、環境助言委員会への対応支援が想定されます。フェーズ1で2回の助言委員会(WG)が開催されると考えますが、一般的な準備調査でDF/R説明として行われる2回目のWGは、IT/R説明として行われるものと考えてよろしいでしょうか。	第一回助言委員会(スコーピングの確定)は調査開始時、第二回助言委員会(助言の確定)はIT/Rのタイミングと同時期を予定しております。
9	6.4 及び 11.4 事業の目的・内容に関する事項 訓練センターの設計計画策定について	業務内容が基本構想であり、建築設計業務に含まれないということによろしいでしょうか。含まれる場合、その役割をご教示ください。 また、訓練センターの施設概要及び訓練内容は、対象人数、訓練職種、訓練内容によって左右されます。本調査においてクラーク鉄道及びNSRP南線それぞれの訓練センター提案が求められていますが、この訓練センターに関する基本構想(対象者、訓練内容、規模等)はDOTrから提示されるのでしょうか。	建築設計業務は含んでおります。 フィリピン国の鉄道人材育成に関する基本構想については、別途プロジェクトとして検討実施することを予定しています。本業務の役割は、同プロジェクトの検討内容に基づいて、本業務の対象路線に特化した研修センターの基本構想(対象者、訓練内容、規模等)を検討し、本業務内でDOTrと協議しながら、設計業務を実施する事を想定しております。
10	6.5(7)及び11.5(7) 事業の目的・内容に関する事項 経済財務分析とフェーズ分けの検討	経済財務分析にあたっては、各計画の今までの計画の推移と実行実績を踏まえ、感度分析を行う。とありますが、感度分析の対象として想定されている計画が具体的にありましたらご教示頂けますでしょうか。	現時点では、クラーク都市開発計画とクラーク空港拡張計画を想定しております。

11	6.7(2)及び 11.7(2) 事業の目的・内容に関する事項 設計基準の作成 設計基準の設定(鉄道システム)	「 駅設備」の項目にプラットホームドアが記載されていますが、NSCR においては DOTr からの要望に従いプラットホームドアは設置しない事としました。プラットホームドアの有無は信号システム選定の上の重要な要素となりますが、DOTr が不要と判断した場合は設置しない事として良いのでしょうか。	ご理解の通りです。DOTr との協議で不要と判断されれば、設置しないこととなります。
12	6.15 及び 11.15 事業の目的・内容に関する事項 インテリムレポート(IT/R)の作成	特に環境社会配慮に関連して、「6.20(1)(2)、11.20(1)(2)については、本業務開始後 7.5 ヶ月を目途にドラフト版を提出する」については、再委託先選定に要する期間等を踏まえると 9 ヶ月程度は必要であることから、困難と考えられます。作成の期限をいつまで遅らせることが可能でしょうか。	本提出時期を遅らせることは事業実施の遅延を招くことになるため、原則として期日を遅らせることは想定していません。考え得る短縮案をご提示頂ければ幸いです。
13	6.19 及び 11.19 事業の目的・内容に関する事項 入札図書(案)の作成 仕様書(案)の作成	(イ)に記載の内容は、JICA の標準入札書類では、Instruction to Bidders (ITB)等に記載する内容かと存じます。ご説明をお願いいたします。	ご指摘の通りです。6.19(2)(ア)に記載されている「入札指示書」に記載される内容とご理解下さい。
14	6.20(3)及び 11.20(3) 事業の目的・内容に関する事項 本円借款事業に係るその他計画・検討事項 用地取得・住民移転に係る支援	本項「(ウ)～(オ)用地取得・住民移転の実施に係る支援」につきましては、本業務期間中に用地取得・住民移転が開始された場合に行う事項と認識しますが、それによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

15	<p>10.4 事業の目的・内容に関する事項 本円借款事業に係る既存FSの活用 および各種業務の効率化</p>	<p>ADB F/S コンサルタントからのデータ依頼に当たり、貴機構にご協力頂けるという理解で宜しいでしょうか。過去の ADB FS の検証にあたっては、レポートのみならず、特に Project Evaluation Sheet (Excel) やそれに紐づく費用積算ファイル等の計算過程まで把握可能な、元データの確認が出来るか否かで業務の工数に影響がございます。</p>	<p>JICA にて、先方政府に照会致します。元データが入手できることを前提に業務工数をご検討願います。 なお、工数積算の前提となるデータについてプロポーザルで提示願います。</p>
16	<p>第 3 3 . (3) 業務実施上の条件 再委託調査 (現地及び国内)</p>	<p>現地再委託作業のうち、「10)環境アセスメント調査」、及び「11)用地取得・住民移転調査」のフェーズ2における調査 (EIA 改訂および RAP 改訂) については、F/S 調査によってその内容・数量等が明らかになるものであることから、現時点では再委託の内容・数量、金額は明確にできません。本プロポーザルではこれらの再委託作業について参考金額 (数量と単価を明記いたします) として提案させていただきますが、フェーズ1終了時に改めて作業内容・金額を提案・協議させていただくということによろしいでしょうか。 また、貸与資料 (RD) によれば、再委託調達における TOR 作成ならびに評価基準について DOTr と協議することが明記されております。現地政府の再委託先契約への関与は、現地再委託契約ガイドラインに明記がありませんが、関与が発生するの</p>	<p>見積りについては、ご提案頂いた段取りにて問題ございません。 現地再委託調査の調達に際しては、JICA の現地再委託契約ガイドラインに加えて、本業務では、選定手続きの中で DOTr から適宜確認が求められております。つきましては、RD 記載事項のみならず、必要な手続きについて調査開始当初に改めて DOTr と協議・確認してください。</p>

		は TOR 作成ならびに評価基準のみ、という認識でよろしいでしょうか。	
17	P61「12. 成果品」に示される英文版レポートの部数	貸与資料「Record of Discussions Between JICA and DOTr on the Detailed Design Study (including supplementary F/S) of the Malolos-Clark Railway Project」の「Terms of Reference (TOR) for the Detailed Design Study (including supplementary F/S) of the Malolos-Clark Railway Project」の P4 の「6. Report」に、DOTr に提出する部数は 10 copies とある一方、業務指示書はファイナルレポート以外が合計 8 部 (DOTr5 部、JICA8 部) で、数量が異なります。業務指示書通りの部数で提案書を準備するとの理解でよろしいでしょうか？	プロポーザルの作成に当たっては、業務指示書に記載の部数に基づき提案いただくようお願いいたします。なお、業務着手後、DOTr との協議を重ねる中で、報告書等の部数は変更する可能性があります。その場合、DOTr 及び JICA との協議で、部数の変更について確認し、変更分の費用を清算することになります。

以上